

令和2年度県市町村連携推進会議

日 時:令和2年7月15日(水) 15:00～

1 開 会

○松村市町村課総括課長 ただいまから、令和2年度県市町村連携推進会議を開会いたします。

全体の進行を私、市町村課総括課長の松村が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は冒頭から終了まで公開で行いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

2 挨拶

○松村市町村課総括課長 それでは開会にあたりまして、菊池副知事から御挨拶を申し上げます。

○菊池副知事 岩手県副知事を拝命しております菊池でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、御多用のところを御対応いただきまして、心から感謝申し上げます。

まずもって、今般の7月の各地の豪雨災害で犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

さて、県内では、新型コロナ感染者が未確認という状況でございます。これは、各市町村の皆様が徹底した感染防止対策を実施したことによる、まさに不断の努力の賜物であると思えますし、各市町村の皆様におかれては、地域の皆様の安全安心を守るため、また、地域経済を支えていくため、日々御尽力いただいていることと思えます。皆様に対しまして厚く御礼申し上げます。

また、あの大震災津波から、そして度重なる台風災害からの復旧復興に向け御尽力されていることに敬意を表しますとともに、被災市町村への職員派遣など、多大な御支援、御協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本会議は市町村と県、市町村同士による問題意識の共有や情報共有などを行い、全県一体となって重要課題に対応していくことを目的とし、平成22年から開催してきているものでございます。

県では、いわて県民計画の実現に向けて取り組んでいくとともに、現下の状況から、感染拡大防止、地域の社会活動の回復、再開に向けて、市町村と県がより緊密に連携し取り組んでいくこと、これが重要であると考えているところでございます。

本日は、今日的な課題から中長期的な視点に立った施策の方向性など、幅広い御議論をいただく機会であると思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松村市町村課総括課長 ありがとうございます。菊池副知事はここで所用のため、退席をさせていただきます。

3 意見交換

(1) 新型コロナウイルス感染症対策における今後の取組について

(2) 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ向けた取組について

○松村市町村課総括課長 それでは、意見交換に移りたいと思います。

初めに、本日の意見交換の進め方について御説明申し上げます。

項目は次第にございますとおり2つでございます。新型コロナウイルス感染症対策、それから、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ向けての取組の2点でございます。

それぞれ、まず、事前に御提出いただいた市町村から御説明をいただきまして、それに対して県の担当部局から説明をした後、意見交換を行いたいと考えております。

なお、御発言の際はマイクの音声配信をオンにいただきまして、市町村名を仰っていただければと思います。私の方から、「〇〇市さんどうぞ」と申し上げますので、その後に御発言をお願いします。また、御発言後にはミュートに戻していただくということを忘れずをお願いします。

それから1点、出席者の変更がございましたので、御連絡申し上げます。大槌町、三浦参与に代わりまして、企画財政課の藤原課長が御出席でございます。

○松村市町村課総括課長 それでは、1つ目の項目、資料No.1新型コロナウイルス感染症対策の関係でございます。細かいナンバーを1から8まで振ってございますけれども、1つずつ区切って進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初のNo.1について、学校が臨時休業となった場合のICTの活用になります。御提出いただきました花巻市から御説明をお願いいたします。

○長井花巻市副市長 それでは資料に沿って簡単に御説明させていただきますが、先ほど副知事の御挨拶にもあったように、まだ岩手県では感染者が出ていないという状態ではありますけれども、今後どうなっていくかということは誰にも分からない状況でございまして、仮に長期の学校の休業というものが必要になった時の対応として、子供の学びの保障をしていくということが大事なわけでございますが、1つ有効な方法としては、インターネットを使った授業動画の配信などの手法があるのだろうと思っております。

ただ、各市町村や各学校ごとに対応を行った場合には、なかなかマンパワーも不足していて対応が難しい部分があるかと思っております。県全体で見た時に、そういった人的なりソースがもっと効率的になるようにという観点からも、授業動画の配信やそのためのサイトの準備といったものについて、例えば県教育委員会や、県立総合教育センターなどで音頭を取っていただいて、もちろん市町村も協力しながら進めていくということができればなど思っております。その点をお願いしたいと思っております。

簡単ですが以上です。

○松村市町村課総括課長 それでは、佐藤教育長からお願いいたします。

○佐藤教育長 花巻市から御意見いただきました、学校が臨時休業になった場合のICTの

活用による学びの保障ということでございます。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等によって児童生徒の学習定着度を把握する必要性が高まっているということを認識しています。その際、Web テストを活用してこの学習定着度を把握するということを考えており、市町村立学校オンライン学習システム活用事業ということで、先般、県の第3号補正予算におきまして予算措置をしたところでございます。

今後は、希望する市町村教育委員会と連携しながら、具体の事業の取組を進めていきたいと考えてございます。

また、県の総合教育センターにおきましては、令和2年3月に学習支援ポータルサイトを開設しておりまして、また、中学校学力向上対策のGアップシート、Gベース学習サイト、こういったコンテンツも紹介してございます。

今後も学習支援サイト等を活用し、児童生徒の学習支援をしていきたいと考えてございます。

○長井花巻市副市長 今のお話で、Web テストとあとは学習支援ポータルサイトということで御紹介いただきましてありがとうございます。

学習支援ポータルサイトについては、今私たちが提案したような授業動画の配信というようなどころまで考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤教育長 現在の運用については、今回の新型コロナウイルス感染症対策で、動画作成についてはなかなか難しいということもございまして、今回の第3号補正で措置したものは、既製品を活用して、民間のWeb テスト等を活用して万が一に備えるという考え方で予算措置をしてございます。

また、文部科学省でどんどん進めていくとしておりますし、各市町村でも小中学校に1人1台タブレットが整備されているというような状況もございまして、整備が進んでいる市町村におかれましては、私どもがこのオンライン学習システム支援活用事業でもって、早ければ11月頃から、タブレットが導入された学校については希望があればそこに対応できるような形で、備えをしていきたいと考えてございます。

○長井花巻市副市長 花巻市でも、FM花巻を利用して授業番組の配信をゴールデンウィークのときにやりまして、大変好評でした。今後も新たにやろうと思っています。

ぜひ、学習支援ポータルサイト、我々も活用させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたような授業動画の配信のようなことも必要性がないかということ、引き続き一緒に考えさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○佐藤教育長 はい。こちらこそ、どうぞよろしく願いいたします。

○松村市町村課総括課長 せっかくの機会ですので、各市町村でこういう取組をしているというようなことを御紹介していただけたら、御発言をお願いいたします。

す。

よろしいでしょうか。もし情報等ございましたらお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは2つ目の項目でございます。肉用牛肥育経営安定交付金制度の関係でございます。

こちらは花巻市と北上市から御提案いただいておりますが、北上市からお話をお願いしたいと思っております。

○及川北上市副市長 北上市からは、肉用牛の肥育経営安定交付金制度、牛マルキン制度についてお話ししたいと思います。これは花巻市からも一緒に意見として出されていることでございますが、代表して私からお話させていただきます。

新型コロナウイルスの影響で、牛肉の需要が低下し、肉用牛の価格が下落しているというのは、もう新聞等でお分かりのことと思いますが、最近の5月の資料からいきますと、1頭当たりの平均の販売額が94万7,000円。ところが、その1頭当たりの生産費が119万7,000円と、約120万円。このように、生産費と販売価格が逆転しているという状況です。

このような中でこのマルキン制度があるわけですが、この制度は畜産の経営安定のために、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を補填するという制度ですが、実は既に2月販売分からこういう状態が続いて発動されています。

これは、国が4分の3、そして生産者が4分の1を負担して基金を作って成り立っている制度ですが、1月から9月までのこのコロナ禍の中で、この4分の1の生産者の負担分については9月まで猶予されている状況です。ちなみに、その生産者負担金というのが、3月まで1頭当たり6,000円でした。

ところが、この度独立行政法人農畜産業振興機構からJAに連絡が入りまして、負担金の引き上げについて4月に遡って適用するということが決定されたと聞きました。

金額ですが、先ほど1頭当たり6,000円とお話しましたが、これが4月以降10倍超の1頭6万4,000円になると連絡が入ってきたところでございます。9月まで猶予というのは決まっておりますけれども、10月からは猶予がないため、突然6,000円から6万4,000円になるという状況でございます。

この制度、あくまでも保険ということで掛金で成り立っているという制度ではございますけれども、現在こういうコロナの状況で、国や地方公共団体が様々畜産農家に支援している状況にあって、この6万4,000円であるというのは畜産農家の経営をさらに圧迫することになるのではないかと考えております。

従いまして、引き上げについて10月以降も当面見送るよう、何とぞ県においては国へ働きかけをお願いしたいというのが今回の私どもの意見でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松村市町村課総括課長 それでは、佐藤農林水産部長からお願いいたします。

○佐藤農林水産部長 牛マルキンの関係でございます。コロナの関係でインバウンド、それから外食需要が減少しているということで、枝肉価格が低迷したということが最大の原因

になっておりまして、本県では2月販売分、4月の支払い分からマルキンが発動になっているという状況になってございます。生産者負担金の額ですが、毎年度改定され、次年度を見越して大体これぐらいの必要額が出るだろうという想定の上に、農畜産業振興機構が額を決めているということになってございますが、本県は6,000円から6万4,000円と、5万8,000円のアップということで連絡が入ってございます。これは、本県の単独の状況ということではなくて、他県も同じような状況でございまして、全国の状況を見ますと、一番アップになっているのは、兵庫県が6,000円から9万5,000円ということで、8万9,000円のアップになってございますし、その他の県でも6万7,000円、6万6,000円といったようなアップの状況ということになってございます。

東北だけ見ても、青森県が6万円のアップですし、宮城県が6万2,000円のアップ、岩手県はその次で3番目に高く5万8,000円のアップという状況になってございます。生産者にとっては負担が大きいのはそのとおりでございます。国はこういう状況を受けまして、資金繰りを支援するというので、当面の措置として4月から9月までの間、生産者負担金の納付を猶予しています。交付金は生産者の負担金の分がもうなくなりますので、国費分の4分の3の交付しかできないという状況になってございますが、掛金を掛けていないということもございまして、生産者からはやむなしということで、一定の理解はいただいていると聞いてございます。

猶予期限、現状では9月までということになってございますが、劇的に枝肉価格が回復するとか、そういう状況がない限り、厳しい状況は変わらないと思っております。県内の肥育農家からは支払いが困難であるといったような意見を非常に多く聞いてございます。

県としては、肥育農家が安心して経営継続できるように生産者団体等の御意見を伺いながら、国に対して生産者負担金の納付猶予の期間延長を要望していきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○及川北上市副市長 国へ要望していただければ結構でございますので、頑張ってくださいと思います。

私からは以上でございます。

○松村市町村課総括課長 他の市町村で関連して、御意見・御質問があればお伺いしますが、いかがでしょうか。

それでは次の3番目の項目に移ります。

家賃支援の対象にならない事業者の支援についてでございます。

御提案をしていただきました陸前高田市からお話をお願いいたします。

○舟波陸前高田市副市長 当市から提案させていただいている、家賃支援の対象にならない事業者の支援についてでございます。

東日本大震災によって、当市では壊滅的な被害を受けました。

今、中心市街地の嵩上げなども進み、住宅再建などが進んできております。被災事業者は、自宅の再建に加えて事業再開のために多くの借り入れを行っています。国や県の無利子無担

保の補償措置があっても、新たな借金を重ねる余裕がない、既存の借金の返済も重くのしかかかっていまして、店舗再開、再建間もないままコロナの影響によって倒産の危機に瀕している事業者も少なくない状況でございます。

国・県では、家賃補助策を出していただいて、昨日、国の方で家賃支援金として、法人に最大 600 万、個人事業主に最大 300 万の支援の受け付けが始まっておりますけれども、こうした当市を始めとした沿岸被災地においては、テナント事業者以上に大きなローンを抱えて苦しんでいる事業者が多くいるのが実情かと思っております。

そのために、基本的な融資型よりも給付型の支援が強く望まれているという実情でございまして、融資を受けるにあたって、既存分の条件変更による借入となっていて、返済猶予期間の弾力的運用や、借入期間の延長が強く望まれているという状況でございます。

そのため、コロナによって二重、三重のローンを抱えざるを得ないにもかかわらず、こういった家賃支援の対象にならない事業者の支援のあり方について、御意見を賜ればと考えております。

以上です。

○松村市町村課総括課長 それでは、戸館商工労働観光部長からお話申し上げます。

○戸館商工労働観光部長 県内事業者の事業継続と雇用の維持というのが非常に大事な課題だと捉えており、これまで無利子無担保の貸付金などの支援策も講じて参りました。

この制度は、信用保証付きの既往債務からの借り換えもできるという図式になっておりますので、どうぞ御相談をいただければと思いますし、また返済猶予期間、既存債務の返済猶予期間の弾力的な運用や、借入期間の延長等につきましても、3月、4月そして6月に金融経済連絡会議という会議を開催しておりますけれども、この会議におきまして、金融機関にはぜひ柔軟な対応をしていただきたいということで要請をしているところでございます。

また、国におきましても、これまで固定資産税の減免や紹介のありました持続化給付金などの支援策を講じておりますが、第2次補正予算においては、中小企業向けに資本金供給や資本増強支援等を実施するという事になっておりまして、こうした国の支援策も活用したいということで今調整を進めているところでございます。県内事業者の事業継続に向けた取組を引き続き支援して参りたいと思っております。

なお、国における給付型支援である持続化給付金でありますけれども、事業者や関係団体から売上要件の緩和ですとか、複数回の給付を求める声もありまして、これを受け、全国知事会を通じて緊急提言を行いましたほか、県単独でも同様の緊急要望書を提出しております。引き続き、国に対して働きかけを強めて参りたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○舟波陸前高田市副市長 当市としても、このローンの家賃支援金の支給については、引き続き国等に要望し、声を届けることを実施し、また検討していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○松村市町村課総括課長 他の市町村で御発言がございましたらどうぞ。

それでは次の4番目の項目に参りたいと思います。

経済振興策については、こちらも陸前高田市からの御提出でございましたのでよろしくお願ひします。

○舟波陸前高田市副市長 次の項目、経済振興策についてでございます。

緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式を保ちながら地域経済を回復させていくということが求められております。

本市としても、市民に対しては、まず買い物関係は市内で買えるものは市内で買ひましょ、市内で揃わないものは気仙地域で買ひましょという呼びかけをしているところでござひます。

今後、コロナの感染状況がどうなっていくかというところが気になるところではござひますが、市内、あるいは振興局管内、県外といった順で、人の移動交流ですとか、購買を促していくということが必要なのではないかと考えております。

こうしたことも踏まえながら、その時々の実情に合った事業者支援策の実施が課題ではないかということを考えております。

今後、その新しい生活様式によります市町村を跨いだ広域の経済振興策について、御意見賜ればと考えております。

○松村市町村課総括課長 それでは、戸館部長から願ひします。

○戸館商工労働観光部長 お話がありましたように、新しい生活様式、あるいは感染症の拡大防止に努めながら社会経済活動の両立を図っていくという局面であります。

感染防止策につきましては、各業界におきまして業種別ガイドラインが策定されています。県といたしましても、このガイドラインを踏まえた各業界の主体的な取組を促進していきたいということで、飛沫感染や接触感染を防ぐための器具の設置、あるいは店舗等の衛生環境の実態に応じた感染症防止策の取組を支援しているところであります。

その上で、地域経済の振興につきましては、これまで「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」ですとか、「泊まって、食べて地元を元気に応援キャンペーン」による県内の消費拡大に取り組み、また、新聞折り込みチラシやネット通販サイトによりまして、商品価格を30%割引くバーチャル物産展を開催したいと思ひています。

それから、地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊業の市町村助成に対する補助の拡充ですとか、新たに、県内の宿泊施設を利用する際の県民の宿泊料の助成などを実施しているところでござひます。

この市町村内の経済活動を活発化していくということと、それをまた広げて県内の流動購買を促進しながら、最終的には県外からも誘客するという方向で動いていきたいと思ひております。

よろしく願ひします。

○舟波陸前高田市副市長 おそらく明日かと思いますが、政府のコロナ対策会議や、有識者の会議の議論や GoTo キャンペーンの方針などを注視しながら、まず地域内の消費等を進めていければと考えております。

県内の市町村、県と連携しながら、情報交換しながらやっていきたいと考えています。

○松村市町村課総括課長 他の市町村で、特に県境の市町村で、広域の経済振興策について何か御発言等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは次の項目に移らせていただきます。

項目の5つ目でございます。釜石市から、濃厚接種者の PCR 検査について御説明をお願いいたします。

○窪田釜石市副市長 いつも岩手県の皆様、各市町村の皆様には大変お世話になっているところでございます。

また加えまして、私の方からもこういった状況なのでオンライン会議でやることを部分的にでも検討していただけないか、という申し出をお受けいただきまして、賛同して下さった市町村もあると聞いているところ、本当にありがとうございます。盛岡で集まるだけが会議のあり方じゃないと思うので、ぜひそういったところも柔軟に対応していただければと思います。

私の方から項目の5番ということで、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の PCR 検査という題名なんですけれども、今、九州でも雨の被害等々あると思いますけれども、避難所の実際の運営、市町村がメインになって行っていくところでもあります。実際に県内で例えば感染者が発生した、あるいは感染された方が各市町村のいずれかの場所にいらっしゃった場合、もし濃厚接触者ということで誰かが各市町村でいらっしゃったとしても、市町村で個人情報の壁があって、どなたが濃厚接触者なのかという情報が降りてこないというところが1個ネックになっているのかなと思います。その中で、個人情報は確かに勝手にはもちろん提供できませんが、個人情報保護の条例各法令等々、本人の同意があれば提供できるような形になっていると思いますので、そういったところを配慮いただきながら、避難所でも濃厚接触者や感染者がいた場合、クラスターを生みかねないと思いますので、県と情報共有を進めていきたいと思っているところでございます。

当市でも、コロナの関係で避難所の運営を考える時には、基本的にホテル等の施設を確保して、発熱があるような方は保健師が同行し、別の施設で発熱や症状の疑いのある方々は、一か所に留めることを考えていますが、基本的には対処療法的にやっていくしかないと思いますので、事前に情報があれば助かると思い、提案しました。

○松村市町村課総括課長 それでは、野原保健福祉部長からお話を申し上げます。

○野原保健福祉部長 全国的に大雨災害が発生している中で、各市町村におかれましては、避難所の運営の取組について努力されておりますことに関しまして感謝申し上げます。

濃厚接触者の件でございます。今御紹介いただきましたとおり、やはりその方の同意を得

た上で、個人情報プライバシーの保護に十分配慮しながら情報提供する必要があります。そうした中で、例えば、濃厚接触者の方に保健所の方で事前に御説明して、同意を得た上でこういった情報を提供する、もしくは、避難所の方できちっと話をさせていただくということを十分説明した上で対応できるのではないかと考えています。近日中に市町村の方にお示しさせていただく県のガイドラインの中に、そういった旨も少し書き込みさせていただきたいと考えています。

なお、濃厚接触者につきましては、基本的に県で把握しましたら全例、速やかにPCR検査を実施いたしますので、避難所に避難される方はPCR検査陰性の方であると、原則そういう方で、患者ではございませんので、人権の配慮、プライバシーの保護につきましては十分配慮をお願いしたいと考えています。

よろしく願いいたします。

○窪田釜石市副市長 情報の共有はすぐできることもあると思いますし、難しいこともあると思いますので、市町村と県で密に連携を取りながら進めていただければと思います。

○小野寺金ヶ崎町副町長 今の釜石市の関係ですが、国の通知では濃厚接触者の関係の情報提供も可能のようですが、なるべく保健所と協議しながら、情報提供できるような体制を取ってもらわないと難しいのではないかと考えておりますので、保健所にも周知をしていただければと考えております。

その通知の中には、あらかじめ災害時の対応とか避難方法も本人に伝えておくことが重要だと書かれておりますから、情報がないとそういうことも対応可能ではありませんので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○野原保健福祉部長 了解いたしました。保健所とも十分課題を共有して対応して参りたいと思います。

○松村市町村課総括課長 他の市町村で関連した御意見・御質問はいかがでしょうか。

それでは、次の項目に移らせていただきます。次、6番目でございます。これも釜石市からいただいております。市町村の裁量で行う支援策への弾力的な支援と事務手続きの簡素化について、釜石市から御説明をお願いいたします。

○窪田釜石市副市長 今、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策含めて、岩手県でも様々な策を講じていただき本当にありがとうございます。

その中で、沿岸広域振興局等と意見交換しながら、要望でもお話として出させていただいていましたが、実際に制度を作る時、市町村と県で折半する制度が多くあると思います。例えば、家賃の2分の1の補助も市町村と県で折半するような事業です。釜石市としては、こうした形ではなく、市町村は市町村でやっている施策があるので、それに合わせて使えるような形に県には別立てで柔軟な施策を作ってもらいたいと考えております。

今、各市町村でも臨時議会等で毎月のように施策を作っているところだと思いますが、実際のところ県と足並みが揃わないところもあると思っております。

例えば、今申し上げた2分の1の家賃の県の補助も、国で行っている家賃支援給付金の方と合わせて使えるという話でしたが、補助がかぶる部分もある中で、どのように事務手続きを進めていくかが課題となっているところがございます。事務は我々でやりますし、自治体の方でルールのカスタマイズがないので、家賃支援給付金がこれから本格化してきて申請サポート窓口もオンラインと合わせて出てくる中で、事務の簡素化はもちろんそうなんですけれども、家賃の支援だけでなく、宿泊の部分もそうですけれども、それぞれ別立てでやってもらいながら、我々の方でも事業を組み立てていけると、市町村でもやりやすいと思っておりますところがございます。

実際に我々の方でも引っかかっているのが、どうしてもルールを決められてしまうとその分だけ出さなければならないので、自治体の規模によっては非常に乗りにくい、あるいは乗りやすいということがあると思うので、考慮していただきたい。あと事務ですが、我々が簡素化できる部分があると思っております。給付事務は市町村の方が慣れている部分も多いと思うため、ぜひ給付補助の関係の事務も市町村に実際に下ろす時には、できるだけ簡素化していただいたり、市町村側の意見を聞いていただいて、申請者も後追い後追いで様々な資料を出さなければならないような状況になっているので、少しでも負担は軽くしつつ、ただしっかりとした支援はしていきたいと思うので、御配慮いただければというところで提案させていただいた次第でございました。

以上です。

○松村市町村課総括課長 戸館商工労働観光部長の方からお話を申し上げます。

○戸館商工労働観光部長 事業者にとって本当に近いところでの支援ありがとうございます。

市町村と県との協働による経済対策事業も様々あるわけでありましてけれども、4月に市町村との意見交換会を実施いたしました。県との共同実施をしてはどうかという御提案がありました。飲食店等に対する家賃補助ですとか、これは途中で必要なくなりましたが、雇用調整助成金の上乗せについて、まずは第2号補正予算での措置をさせていただきました。

その後の第3号補正予算は、これは全県を対象に広域的に実施する必要があると考えた、そういう事業が多かったわけでありましてけれども、今後におきましても、市町村の意見をお聞きしながら、必要に応じて市町村と県との共同による経済対策を実施していきたいと思っておりますし、様々な手続きの面はよく相談しながら検討していきたいと思っておりますので、御意見・御提案いただければと思います。

制度設計に当たりまして、事業者の方の負担とならないようにするのが大事なことでありますので、市町村とも連携をしてできるだけ簡素なものにしていきたいと考えています。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、各市町村が地域の実情に応じて様々な自立的・主体的な事業を立案されるわけでありましてけれども、この交付金の活用につきましても、国と市町村との間の調整について行って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○窪田釜石市副市長 4月に市町村長と県で意見交換会を行ったとのことですが、当市の市長からその時に話があって、県庁の皆様の方から市町村と摺り合わせをしながら施策を考えていただけると聞いていたのですが、摺り合わせが特段あったかが疑問に思っていたところでした。もしそういった機会があるのでしたら、我々の方も独自で大槌町さんと一緒に沿岸広域振興局と意見交換会を定期的に行っていますので、振興局・本庁それぞれのチャンネルを使って情報連携を密にさせていただけるような配慮を引き続きいただければと思いました。ありがとうございます。

○佐藤一関市副市長 一関市です。

釜石市のお話、全く同感でございます、コロナ対策で感染防止でありますとか、生活支援でありますとか、あるいは経済対策ですとか、国の制度があり、県の制度もあり、そして私ども市町村の制度もあります。そうした中で、私どもが制度設計していく際にやはり県の情報がないというのは非常にネックであります。

そのところを解消するためにも、ぜひ情報共有をさせていただきたい。そういったようなことで、その制度設計の中途段階で結構でございますので、情報提供いただけると大変ありがたいです。

もう1点、情報共有という意味で先ほどの項目にちょっと戻ってしまっていて恐縮ですが、濃厚接触者ですとか感染者ですとかの情報共有の話であります。

私ども一関市は、宮城県の気仙沼ですとか、あるいは登米も接しております。気仙沼で発症があった、先般は登米でもありました。そうした時に、言ってみれば県境はありますけれども保健所単位で見ればそこは接しているわけございまして、そうしたような情報共有が保健所相互でなされている、あるいはそういったものが私ども市町村の方にも情報として提供いただければ、住民の不安解消なり、感染防止としての対策なりをもう少しスムーズにできるような気がいたしますので、ぜひ御配慮いただきたいと思います。ありがとうございました。

○戸館商工労働観光部長 担当のセクション間でのやり取りも様々させていただいておりますけれども、段階ごとに必要な情報がしっかりと共有されるように取り組んで参りたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○松村市町村課総括課長 野原保健福祉部長から、県境のPCR検査関係の情報提供などありましたらお願いします。

○野原保健福祉部長 必要な情報はきちっと情報提供させていただきたいと思います。様々なチャンネルを通じてどこまで情報を伝えられるかはケースバイケースだと思いますので、我々も市町村と連携してやらなければならないことがあると感じておりますので、必要な情報については速やかに情報提供できるように今後も進めて参ります。

○佐藤一関市副市長 よろしくお願ひいたします。

フェーズ、ステージは変わるにしても長期戦でございますので、ぜひ、情報共有・情報提供をよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

以上です。

○松村市町村課総括課長 他の市町村で何か御発言ございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。それでは次の項目に移りたいと思います。

7番目でございます。

岩泉町から御提出いただきました、小規模町村における医療体制の連携について、岩泉町から御説明をお願ひいたします。

○佐々木岩泉町副町長 県の皆様におかれましては、日頃大変お世話になっております。ありがとうございます。

岩泉町からは、2つ提案させていただきました。1つ目が、小規模町村における医療体制の連携ということで、当町のように医療体制が脆弱な小規模町村では、新型コロナウイルス感染症の発生が即、医療体制の崩壊に繋がりがねないというような実情がございます。今後、第2波・第3波ということが想定されるわけがございますけれども、そういった場合に住民、あるいは医療現場が混乱なく対処・対応できるかという点が懸念されているところでございます。

そこで、県では、緊急時における他の医療機関への医療従事者の派遣依頼といったことが可能な体制を構築済みなののでしょうか。あるいは構築について御検討されているのでしょうか。構築済みであればどのような仕組みであるかということをお教えいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○松村市町村課総括課長 それでは、野原保健福祉部長からお話申し上げます。

○野原保健福祉部長 御指摘いただいた点ですね、医師の少数の地域、また医療提供体制が脆弱な地域において感染症が拡大した場合に、医師への負担が増大して、感染症対応に止まらず、地域医療提供体制の維持に重大な影響があることが懸念されているところでありまして、県でも国に対して具体的な提言をしていこうと考えております。御提言いただいた点でございますけれども、既存の仕組みとして県の地域医療支援センター、また地域医療支援機構による医師不足地域への支援により実施しているところでありまして、まずはこの枠組みを使って調整をさせていただきますけれども、一方で各地域、また各病院でそれぞれ個別の事情があるかと思っておりますので、そこは御相談いただいて、きめ細かく各地域・各病院の診療所や避難所の関係等も勘案しながら、県としても必要な調整支援を行っていきたいと考えています。

なお、今般補正予算で、新型コロナウイルス感染症に感染して診療が行えなくなった場合

でも他の医療機関から医師の派遣を行う、いわゆる代診医の派遣ですね、これに必要な経費を計上したところでございますので、そういった制度を活用しながら支援に努めていきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

○佐々木岩泉町副町長 前向きな御回答ありがとうございました。

引き続き御指導よろしく願いいたします。

○鈴木一戸町副町長 岩泉町の項目に関しまして、一戸町でも県立一戸病院が感染症の指定医療機関となっておりますし、隔離病床もあるわけですがけれども、日頃から医療従事者をぎりぎりまわしているというところがありますので、有事の際にやはり大丈夫かなというような不安の声が聞かれるところでございます。ぜひ先ほどお答えいただいた県の支援体制を円滑に運用していただければと思いますので、よろしく願いします。

○熊谷医療局長 おっしゃる通り、県立一戸病院の医療体制は決して豊富な状況にございません。

今回の有事の際の対応ですけれども、基本的には同じ医療圏に県立二戸病院、県立軽米病院がございますので、一時的にはそこで応援し、それでも足りない場合には県立病院全体のネットワークがありますので、このネットワークを十分活用して、医療体制に齟齬が生じないように万全を期して参ります。

○鈴木一戸町副町長 よろしく願いいたします。

○松村市町村課総括課長 他の市町村から何か御発言ありましたらお願いいたします。

ないようでございますので、コロナ関係の最後の項目、感染予防物品の安定供給体制について、岩泉町からお願いいたします。

○佐々木岩泉町副町長 感染予防物品の安定供給体制につきまして意見交換をお願いいたします。

マスク等の感染予防物品の状況でございます。供給状況でございますけれども、以前よりは改善の兆しは見られるものの、今後第2波・第3波ということが想定されますことから、冬に向けてインフルエンザの流行も想定されますので、相当数の感染予防物品、マスク・消毒液等の需要が想定されると思います。その際に、必要量を町独自で確保して住民に提供できるかどうか懸念されているところでございます。

そこで、医療機関等と同様に、一般住民用の感染予防物品を県の方で一括して調達していただき、市町村に配布していただく、あるいはあっせんいただくような仕組みなどの構築を御検討いただけないのでしょうか。

また、各市町村で第2波・第3波の備えとして、一般住民用の感染予防物品の確保について、何か取組をされているところがあれば併せて教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○松村市町村課総括課長 それでは、野原保健福祉部長からお話を申し上げます。

○野原保健福祉部長 御紹介いただいたとおり、現在は感染予防物品の流通状況がかなり改善して参りまして、マスクや消毒液については整って参りましたが、一方で、医療機関に必要なマスクなどについてはまだまだ入ってきていない状況だと認識しております。

県としても、今後、今年の冬を睨みまして、物資の不足が懸念されますので、消費者への適切な行動の呼びかけ、事業者に対する要請なども行っていきたいと考えています。一方で、今回は全世界で需要が発生したこと、また、マスクの8割が中国から輸入されている状況を鑑みまして、国際的な流通の仕組みの構築が必要であろうという考えでありまして、県としても、国に対して仕組みづくりについて要望・要請をしていきたいと考えております。

なお、県としては医療機関、介護施設、また医療的ケア児等リスクが高い方など、必要な方々が確保できることが重要と考えておりますので、こうした施設向けの備蓄を進めておりますし、ぜひ市町村におかれましても、医療的ケアなど、必要な方々への支援につきましては引き続き連携して取組を進めさせていただければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木岩泉町副町長 よろしくよろしくお願いいたします。

○松村市町村課総括課長 岩泉町からお話がありましたが、他の市町村で何か情報提供ありますでしょうか。

もし何かございましたら、県に情報をお寄せいただければと思います。

ここで、5分程休憩をとらせていただきます。16時5分に再開をいたします。

～休憩中～

○松村市町村課総括課長 それでは会議を再開いたします。意見交換の2つ目の議題でございます。

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組について、野田村から御提出いただいているところでございます。

野田村から御説明をお願いいたします。

○米澤野田村副村長 意見交換項目2ですが、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへに向けた取組について、中長期的な課題に係る意見交換をさせていただければという趣旨でございます。

昨年2月、野田村を始めとする北岩手9市町村はそれぞれ、横浜市と再生可能エネルギーに関する連携協定を締結いたしました。

この協定の目的は、北岩手地域で発電された再生可能エネルギーを横浜市へ供給すること

のみならず、むしろ、この協定を契機といたしまして、北岩手の豊かな自然、農林水産物、観光などの地域資源と、人口 375 万人の大都市横浜市の経済的資源との交流循環の活性化を図ろうとするものでございます。

お配りしました資料 2-1 でございますが、こちらは昨年 10 月から 11 月にかけて村内各地で開催しました住民懇談会、村長と語る会での村からの説明資料でございます。A 4 版、表面 1 枚で資料説明をしたところでございます。

この連携協定の主な取組といたしまして、3 の (1) でございますが、再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大に関すること等々、取組を挙げているところではございますが、まずは 4 の当面の活動として、電力の供給に限らずに観光ですとか、特産品の販売イベントの参加というところで、まず横浜市民に本村を PR する活動を進めるところで村民には説明をしているところでございます。

また、北岩手 9 市町村それぞれが横浜市との経済的連携の取組を進めているというところでございます。

二酸化炭素実質ゼロに向けた取組については、昨年 12 月に北岩手 9 市町村による実質ゼロに向けた共同宣言、そして本年 2 月には「北岩手循環共生圏」を正式に決定したということまで今は至っているところでございます。

本村の課題といたしまして、森林面積は広い状況ですけれども、そもそも村の面積が小さく、小規模な自治体であることから、もともとの二酸化炭素排出量が少ない上に、排出量実質ゼロに向けては技術革新に期待するというので、その具体的な取組の検討は先送りの状況でございます。

資料 2-1 の 2 ページを御覧いただきたいと思います。こちら住民懇談会の資料ではないですけれども、本村の省エネルギーの取組といたしましては、家庭用太陽光発電の固定価格買取制度等々を活用して省エネルギーに努めていると、また今後につきましては、資料に記載してはございませんが、取組の可能性の検討案といたしまして、例えば、小水力発電の整備や太陽光発電による街路灯の設置等々を検討しているものの、二酸化炭素実質ゼロに向けた実効性のある取組とまではまだ言えないという状況でございます。

そこで、今回のテーマの趣旨でございますが、論点は 2 つございまして、1 つは実質ゼロに向けては行政主体の取組のみならず、住民への浸透、運動の展開が必要であり、住民一人一人の行動が変わることが不可欠と考えておりますが、具体的にどのような取組を進めていくべきか。また、県でも、2050 年温室効果ガス実質ゼロを表明しているところでございます。岩手は広大な県土、そして広大な森林面積を有しておりますし、全国トップクラスの再生可能エネルギーのポテンシャルを有していると思われませんが、それを最大限活用するために具体的にどのような取組を進めるべきなのかというところ、この 2 点について意見交換をさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○松村市町村課総括課長 それではまず最初に、県の取組状況について御説明を申し上げたいと思います。

藤澤企画理事兼環境生活部長からお願いいたします。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 初めに、県の取組について御説明を申し上げます。

資料3-1でございますが、現在の岩手県地球温暖化対策実行計画の要点についてまず初めに御説明を申し上げたいと思います。

お配りのA3横の資料5を御覧いただきたいと思います。現温暖化対策実行計画の概要と達成状況、ここに表がございますけれども、表の一番上の欄、排出削減目標というものがありますけれども、2020年のCO₂排出削減目標をマイナス25%としておりますが、これに對しまして、直近の2016年度では本県ではマイナス10.1%となっておりまして、目標の達成度約4割と、ちょっと低い状況になってございまして、今後一層、省エネ対策に取り組む必要があります。

一方で、下の6の、中央の下のところでございますが、再生可能エネルギー導入実績の欄を御覧いただきますと、ここにも表がございますけれども、本県の再生可能エネルギーの電力自給率、これが現状で2018年度29.5%となっておりまして、2020年度の目標値が35%、達成に向けてこのところは順調に推移しているといったようなところになります。

そして、次期実行計画というのは、来年度からの実行計画に向けて現在策定作業を進めておりますけれども、その方向性について、右側7にあります次期実行計画策定の方向性というところを御覧いただきたいと思います。

ここで、現在策定中の次期実行計画では、2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すためには、丸の1つ目、バックキャスティングによる目標設定をすることを検討しております。これは、2030年度にどの程度の目標水準が必要かを逆算して、バックキャスティングですけれども、逆算した上で国を上回る削減目標を設定することを検討すること。そして、地球温暖化対策が環境問題だけでなく、経済や社会の様々な課題の同時解決を目指す施策を検討するという、そういった広い視点を持って温暖化対策を進めていくことが必要という考え方で進めようという方向性で今、考えているところでございます。

そして、資料3-2、A4の資料を御覧いただきたいと思います。2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた具体的な取組事例でございまして、これは、他県の先進地事例などを少し御紹介させていただいております。

次期実行計画の検討の上ではあくまでも案という方向性の段階でございまして、1から8まで記載がございますけれども、例えば建築物等の省エネ設備導入ですとか、あるいは家庭の省エネ化、そして自動車の使用に伴う環境負荷の低減などの省エネルギー対策、そして全国トップクラスの強みを生かした地域資源としての再生可能エネルギーの最大限の導入、そして再造林などの森林整備と、効率的・安定的な林業経営への支援・育成など、森林吸収源対策などの施策、こういったものを方向性として盛り込むことを現在検討しているところでございます。

そして、その下のところに2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを表明した自治体の取組例を記載しております。細かい記載の読み上げは省略させていただきますけれども、主な取組ごとに少し御紹介申し上げますと、1つ目、Iが情報的手法です。これまでも国内各自治体で行ってきた普及啓発ですとか、環境教育・環境学習なども普及しまして、賢い選択を啓発する活動でございまして、省エネ活動を促進するために行う手法としては最も一般的な手法と

なります。

次に2つ目ですけれども、経済的手法です。補助金とか減免等とありますが、例えば家庭や事業者向けの省エネ機器の補助や、次世代住宅への補助、そして太陽光設備補助、2ページ目になりますけれども、次世代自動車などへの補助などにより、二酸化炭素の排出量の削減を促進しようというものでございます。

そして3つ目ですけれども、こちらは規制的手法ということで、例えば条例ですとか計画により事業者には義務付けを凶ったり、そういった手法を行っている自治体も既にあります。例えば、一例ですけれども、一定規模の事業者を対象といたしまして、条例に基づいて事業活動の温暖化対策計画書の提出を義務付けまして、計画書に基づき県の方で指導や助言をしていくといったようなものでございます。

県としても、この次期実行計画の中でより実効性を確保した取組を進めていくために、こういった様々な手法をどのように取り入れていくかというところを今検討しているところでございます。

いずれ、次期実行計画の策定の中では、今後住民説明会ですとか、あるいはパブリックコメントを通じて県民の皆様の御意見を集めながら策定したいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○松村市町村課総括課長 ただいまの野田村からの御説明、それから県の取組状況等を御説明申し上げましたけれども、この後の意見交換でございますが、先に独自の取組などをされているところ、久慈市、普代村、軽米町に取組の御紹介をお願いしたいと思っております。その際、もし可能であれば、先ほど野田村から住民の方々へのPR、浸透ということがお話にございましたので、その部分も触れていただければありがたいと思います。

それでは、最初に久慈市からお願いいたします。

○澤里久慈市副市長 久慈市における二酸化炭素排出量実質ゼロに向けての取組の一環について、若干紹介をさせていただきます。

いわゆる二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言、それから横浜市との連携協定につきましては、野田村から紹介があった通り、一緒になって進めているというところであります。また、それとは別になりますけれども、久慈市では2050年までに公共施設の消費電力の100%を再エネ化する「再エネ100宣言 RE Action」に参加しているところです。

RE100の取組につきましては、皆様も御承知の通りと思っておりますけれども、この「再エネ100宣言 RE Action」は、RE100の趣旨に賛同しながらも参加することができない、いわゆる消費電力が10GWh未満の企業や行政機関が参加可能な枠組みとなっているところです。

6月現在、67団体が加入しており、うち地方自治体は5団体と伺っているところでございます。参加の背景ですけれども、自治体新電力と連携をした再エネの地産地消、横浜市への再エネの供給、市民や市民団体等の地球温暖化防止への意識醸成を図ることなど、久慈市のビジョンと一致することから、参加の決定をしたところでございます。

その中で、自治体新電力との連携というところでございますが、久慈市では市と地元の民間企業5社が出資する自治体新電力であります久慈地域エネルギー株式会社と連携をした取組を進めているところであります。久慈市がこの会社に出資した背景でありますけれども、地域内の資本によるエネルギー会社ではなく、地元資本のエネルギー会社が地域の未利用資源を有効に活用してエネルギーの地産地消に取り組むことで、より高い地域経済の循環効果を目指すことができると判断したところであります。自治体が出資した電力会社としては東北では2番目、岩手県では8番目と伺っているところであります。

現在は、再エネ以外の電力の工事も行っておりますけれども、最終的には再エネ100%を目指しているところであります。

今年度からですけれども、小さな一歩ではございますが、マリングリーン電気と称しまして、岩手県の企業局の滝ダムの発電所の水力発電によるクリーンな電力を購入いたしまして、市の公共施設アンバーホールなど8施設に供給する取組を始めたところでございます。経営状況でございますけれども、初年度から販売目標を大きく超える形で推移しておりまして、利益の一部については子育て支援やコロナの対策など、市に対して寄付をいただいているところでございます。

取組情報若干一部でございますが紹介をさせていただきました。

また、市民とか意識醸成の関係ですけれども、昨年度シンポジウム等を開催して市民向けに啓発等を図っている状況でございます。

久慈市からは以上でございます。

○松村市町村課総括課長 再エネ100%ですとか、マリングリーン電気といったお話をいただきました。

次に普代村からお願いいたします。

こちらに音声が届いておりませんので、事務的に調整をさせていただきます。

先に軽米町からお願いいたします。

○吉岡軽米町総務課総括課長 軽米町の取組ですけれども、横浜市との連携協定、あとは北岩手循環共生圏への取組は、具体的な部分はこれからになって参ります。

例えば、当町の場合、早くからメガソーラーを始めとする再生可能エネルギーを推進して参りましたので、その状況について御紹介申し上げたいと思います。

また、当町の再生可能エネルギー事業所ですけれども、バイオマス発電所、これは鶏糞発電所になりますけれども一か所稼働中で、6.3MWh級の発電規模となっております。

メガソーラー施設としましては、稼働中が三か所で、131MWh、事業面積ですと464ha、あと二か所工事中でありまして、それができると76MWh級、事業面積で188haとなっております。非常に大きな事業面積になっておりますけれども、事業面積のうち4割以上については残地森林ということで、自然のままの形を残しているという形でございます。

その他、今風力発電所で工事中が一基、計画中が一基となっております。

再生可能エネルギーの事業を推進するに当たりましては、平成26年10月に再生可能エネルギー推進協議会を設置いたしまして、町や県等の関係機関、あと学識経験者、一般町民

等によって議論いたしまして、軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画を策定いたしまして、それに即した形で進めております。非常に事業面積が大きく、この協議会の中でもやはり話題になったのは防災対策等についてで、不安の声も非常に大きかったわけなんですけれども、事業者等からも理解いただきまして、調整池なども十分な形で設置いただき、現在のところ稼働している事業所、あとは工事中の事業所を起因として、データとして前後、要は整備の前後において大きな差異はないということでございます。

メリットですけれども、直接軽米町にということではないのですが、CO₂削減による地球温暖化対策への貢献に繋がっていると思っております。

工事期間中を通しまして、地元の資材、あとは雇用・宿泊・燃料等についても協力いただきまして、非常に大きな経済効果があったものと思っております。視覚的にも非常に広い事業面積ですので、事業者の方から展望台を設置していただきまして、今後観光資源、環境学習資源として活用して参りたいと思っておりますし、当然税収としては、当町としては大きな税収の増に繋がっております。

その他、地元貢献として事業の一部を自然の恵み基金として還元いただいております、農林業の振興に今後活用していくこととしてございます。

軽米町は以上でございます。

○松村市町村課総括課長 バイオマス発電、それからメガソーラーの事例を御紹介いただきました。

それでは、先に意見交換の方に入らせていただきます。

今野田村、それから岩手県の取組、久慈市、軽米町から事例紹介いただきましたけれども、それぞれの市町村でも様々取組を進めていらっしゃると思います。それぞれの取組への御質問という形でも結構ですので、御発言ある市町村はお願いいたします。

県の取組、それから県北の北岩手循環共生圏というところでございますが、各市町村の取組の御参考にもなるかと思っておりますけれども、御質問でも結構ですので、もし何かありましたらお願いいたします。

御提案いただいた野田村さん、皆さんにお聞きしたいことなどございましたらお願いいたします。

○米澤野田村副村長 まず、次期岩手県地球温暖化対策実行計画、今検討されているというところでございますが、この二酸化炭素実質ゼロを目指すためには、やはり県民の具体的な取組が必要かと思っております。計画には施策の方向性等のみならず、県民が具体的にどう取り組めばいいのか、それを行政としてどう支援するのか、それは県だけではなく市町村もということでございますが、そちらのところも盛り込んでいただければと思っております。

ちょうど今月の岩手自治第 738 号に、本村の小田村長が随想を載せております。御覧になられた方も多いかと思っておりますが、その中で、一人一人が自分のできる範囲でできることをストレスを感じない程度に取り組む、そういう行動の輪が広がることが必要だと述べておりますので、そのようなかたちで取り組んでいければ良いのではないかと考えているところで

ございます。

それともう1点でございます。

この議論をオンラインでできたというのは非常に意義あることではないかと思っております。因らずも、新型コロナ対策ということで密を避けるためにオンラインでの開催になりましたが、二酸化炭素実質ゼロを議論する会議は、一か所にみんなが車で集まって、野田からは盛岡まで2時間半かかりますので、それだけ二酸化炭素を排出して集まって議論する話題ではないのかなと思います。このような形でオンラインで議論することに非常に意義があると感じているところでございます。

以上です。

○松村市町村課総括課長 藤澤企画理事兼環境生活部長から何かございますか。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 いろいろ御提案ありがとうございます。

今次期実行計画について、環境審議会大気部会において細かな検討をしているところでございます。

先程御提案のありました、住民の皆さんにどのように動機付けをするのかもキーポイントとなると思いますし、今後、例えば御自宅を建てられる時に省エネ設備をあらかじめ設けるよう働きかけをすることによって、それぞれの家庭のCO₂排出量を減らすという取組をしているところがあり、補助金や、あるいは計画作りの中でそういったことも検討できればインセンティブとしては働くのではないかと考えているところでございます。

やはり、取り組んでもらうためには電気料が減って得をするというような形で住民の皆さんに思っただけかなく中々進まないものですから、そういったところが鍵になると思います。それから、先ほど久慈市、あるいは軽米町からそれぞれの再生可能エネルギーの取組をお伺いいたしましたけれども、地域の中で発電して地域で消費するという取組は、電気代に係るお金が地域で回ることとなりますので、それだけでも地域活性化ということになり、とても先進的かつ未来に向けて良い取組であると思っております。その会社が地元の会社であれば、全部電気代が地元に戻りますので、そういった意味で先進的な取組だと思いました。

どうもありがとうございました。

○松村市町村課総括課長 先程事例紹介をいただきました久慈市から何かございますか。

○澤里久慈市副市長 久慈市でございます。ありがとうございました。

先ほどの久慈地域エネルギー株式会社のことですが、藤澤部長がおっしゃる通り、地域の一般住宅等の電気についても切り換えが結構進んでおりまして、そういったことで外へ流れているお金が地域におちるといった効果も出ているところでございます。

今後もそういった省エネですとか再エネなど、事業についても積極的に取り組んで参りたいと思っておりますので、御指導いただければと思います。

以上でございます。

○松村市町村課総括課長 軽米町から何かございますか。

○吉岡軽米町総務課総括課長 軽米町におきましても、現在のところ当町の再生可能エネルギーはほとんどよその所得になっているわけですが、今後、先程もお話に出ていましたが、やはり一人一人の意識、あとは行動がなければ実現に繋がらないと考えますので、家庭に対しての支援など、出来れば町内の業者から工事をやってもらうなど、そういった仕組みづくりをすれば町内の経済の活性化と CO₂削減等に繋がってきます。

○松村市町村課総括課長 普代村は繋がりましたでしょうか。

○竹花普代村副村長 普代村です。

県と市町村の皆様には、去年の台風災害からの復旧等に当たりまして大変お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、普代村からブルーカーボンの取組について紹介させていただきたいと思います。

一般的には森林が吸収・固定する CO₂をグリーンカーボンと言いますが、海藻など海の生態系が吸収・固定する CO₂をブルーカーボンと言います。昆布やワカメなどの海藻は成長過程で CO₂を吸収します。収穫されて食用や各種加工用の原料として使用される部分については、炭素が再度大気中に放出されてしまうためにブルーカーボンとはみなされないわけですが、昆布やワカメは成長過程で葉の一部を海底に落とします。その中に含まれる CO₂は長期的に分解されずに海底に固定されるため、その部分についてはブルーカーボンとみなされます。

再生可能エネルギーに関する連携協定を締結しております横浜市の方では、横浜ブルーカーボン・オフセット制度ということで、他の自治体でのブルーカーボンをカーボン・オフセットに活用可能なクレジットとして独自の認証を行っております。本村では、養殖ワカメと養殖昆布の水揚げ高から算出された二酸化炭素の吸収・固定量をもとにいたしまして、今年の2月に横浜市からクレジットとして CO₂吸収量 58 t の認証を受けました。

なお、本村が横浜市からクレジット認証を受けたのは全国の自治体で2例目ということになります。

クレジットにつきましては、CO₂吸収量 1 t 当たり 8,000 円ということになりまして、58 t すべてのクレジットの買取が成立した場合には、46 万 4,000 円が村に支払われるということになっております。

収益が入った場合につきましては、養殖漁業の活性化ですとか、海づくりに役立てることとしております。

普代村のブルーカーボンの取組については以上になりますが、先程お話のあった、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ向けた取組の住民への浸透という部分につきましては、本村においてはまだこれからのところかと思っております。今は役場庁舎や関係施設から取組を行っている状況でございます。

説明の方は以上でございます。

○松村市町村課総括課長 以上で私どもからお願いしている事例の説明、県の取組の説明が終わりましたが、他の市町村から御質問等ありましたら改めてお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

それでは、この取組につきましてはこれからまた進んでいくと思われますので、県と市町村、それから市町村間で情報共有しながら進めていきたいと思えます。

また新しい情報等ありましたら皆さんで共有したいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 連絡事項

- (1) ILC（国際リニアコライダー）に関する最近の状況について
- (2) 令和2年度における県と市町村との連携の取組について
- (3) JETプログラムについて
- (4) 移住促進について
- (5) 災害廃棄物処理計画の策定の促進について
- (6) 国土強靱化地域計画の策定について
- (7) プラチナ構想ネットワークについて

○松村市町村課総括課長 それでは、最後に連絡事項でございます。

皆さんにお配りしてございます次第には、(1) から (7) までございますけれども、時間の都合等もありまして、この場での説明は (1)、(2)、(5) にさせていただきたいと思えます。

それでは、最初に (1) の ILC に関する最近の状況について、御説明を申し上げます。

○高橋 ILC 推進局局長 資料の4を御覧願います。まず、1の国内外の動きについて、去年3月、日本政府が初めて関心を表明して以降、様々な動きがありまして、特に今年に入ってから、(1) 国内では学術プロセスでの議論が進んでおりまして、また(2)の通り、2月の国際会議で文部科学省は日本が ILC 計画をホストすることについて、アメリカの支持を得ていること、ヨーロッパと協議を始めていることなど、引き続き関心を持って日・米・欧政府間の意見交換を継続すると表明しております。日本政府の表明を受けて、(3) 国際将来加速器委員会 (ICFA) からは、建設準備期間に移行するための国際推進チームの設立などが提言されまして、また(4)の通り、日本政府が注視するとしていた欧州素粒子物理戦略が新型コロナウイルス感染症のため今年5月の公表が延期されていましたが、6月、CERN の理事会で承認・公表されました。この欧州戦略は、ヨーロッパが優先して取り組む研究戦略を策定するもので、今般、日本で ILC がタイムリーに進めば、欧州は ILC に協力することなどが明確に盛り込まれています。アメリカに続いてヨーロッパからも支持が表明されたことで、今後 ILC 建設に向けて経費分担など国際協力に関する具体的な協議の進展が期待されます。また、高エネルギー加速器研究機構 (KEK) によりますと、国際推進チームの設立は今年8月に承認が予定されております。

次に、2の県の取組について、このような国内外の動向に臨機に対応し、岩手県としては、(1) の通り関係団体と連携して国への働きかけや普及啓発活動等を行って参ります。

特に今年度は、ポツの2つ目、国際推進チームの活動を見据え、KEK等と連携し、実務レベルで活動する東北の新組織の設立が、現在、関係自治体、大学等で進められています。東北 ILC 準備室の後継組織となるものですが、今後研究者コミュニティと連携し、建設候補地としての準備を進めていくよう考えているものです。また(2)の通り、去年7月に策定した ILC による地域振興ビジョンに基づき、加速器産業の振興ですとか、受け入れ環境整備の具体化などに部局横断で取り組んでいます。

今後こうした取組成果を繰り広げることですとか、他の自治体と歩調を合わせて取り組んでいくことも視野に、東北での役割も果たすよう県の取組を進めて参ります。

ILC の実現に向けては、県内市町村との一層の連携のもと、引き続き一緒に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いします。

県 ILC 推進局作成の最新のパンフレットをお手元の方に用意しております。お目通しいただければと思います。

説明は以上です。

○松村市町村課総括課長 本日御説明申し上げる事項についての御質問は最後にお受けいたしますので、先に説明の方をさせていただきます。

それでは、(2)につきまして、資料の5でございますが、説明を申し上げます。

○佐々木ふるさと振興部長 私の方からは2点、御連絡申し上げたいと思います。

1つ目が、資料5-1、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてであります。何枚か資料になっていますが、1枚目の現状については、御案内の通りであります。一番下の全体スキームというところを共有させていただきたいと思います。1次交付金で1兆円、2次交付金で2兆円ありますが、1次交付金の7,000億円の残、3,000億円というのが④にあります。3次の交付分ということになっております。

めくっていただいて、①・②・③・④の対応についてスケジュールを示しておりますが、現在、②・③の第2次交付分ということで、様々実施計画について対応いただいているところでもあります。7月31日が早期提出分、9月30日までが実施計画の申請ということになっております。

(4)の部分は、1次交付分について各市町村の皆さまが計画を作った際にどのような傾向があるかというものを一覧にしたものがございます。Ⅱの雇用の維持と事業の継続、経済関係がやはり70%を超えるという形になっております。

今後の交付金の対応であります。現在は7月31日までの早期提出分、そして9月30日までの提出ということになります。

引き続き市町村の皆さんと連携を密にしながら、3次交付も見込んで対応していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点が、資料5-2のいわゆる過疎法、過疎地域自立促進特別措置法についてであります。

御承知の通り、現行法は今年度まで、来年の3月で期限が失効するという状況になってお

りまして、2の国の状況でございます。3月、4月と動きがあつて、2の(3)であります
が、自民党から新法の骨子素案が夏頃出る見込みということで、注視しているという状況で
ございます。

3の今後の対応であります、(1)の部分、策定通知が発出された後速やかに岩手県と
して自立促進方針策定作業に着手予定です。

この県の過疎方針を踏まえて、市町村の方でも計画を策定するということとなります。適
宜情報共有しながら、策定に向けて一緒に取り組んでいければと思っております。この対応
は、年度後半に集中すると思っております。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○松村市町村課総括課長 それでは進みまして、(5) 災害廃棄物処理計画の策定の促進に
ついて、資料の8でございます。

環境生活部から御説明を申し上げます。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 資料8-1を御覧いただきたいと思ひます。市町村災害廃
棄物処理計画の策定のお願ひでございます。

このたびの令和2年7月豪雨では、熊本県を中心に甚大な被害をもたらしましたけれども、
被災地では行き場のない災害廃棄物の処理に苦慮しているという事例が報告されています。
1日も早い復旧を果たすためには、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理が重要となりますが、
これまでも、処理計画を未策定の自治体におかれまして、災害廃棄物処理が滞った例が報告
されております。災害で発生する廃棄物はあらゆる種類のごみが一度に排出されますことか
ら、住民の皆さんに仮置き場への搬入ルールが徹底されていませんと、道路にごみが置かれ
たり、あるいは分別せずに混合ごみとなつてしまひまして、処理に時間や費用が余計にかか
るといふことになってしまひます。

ということで、あらかじめこの計画を策定いたしまひて、分別に係る周知ですとか、仮置
き場などを周知するなどの対策をお願ひしたいといふことでございます。

今申し上げましたように、資料1、計画の概要の箱の中の、2の応急段階のところをちょ
っと御覧いただきたいと思ひますけれども、計画の主な項目は、応急段階の仮置き場の確
保、分別収集の住民周知、処理先の確保、これが重要になります。

続きまして、項目の2の(1)でございます。県では、全市町村におかれまして処理計画
が策定されるように平成30年1月に、災害廃棄物処理マニュアルを各市町村にお送りして
おります。策定モデル例は資料として後ろの方へお付けをしておりますけれども、市町村の
お名前ですとか、あるいは仮置き場、そういったものを嵌め込むとマニュアルができるとい
ったようなものでございますので、ぜひこちらの方を活用していただければといふところと、
それから、(2)のところでございますが、このマニュアルの活用方法を改めて御説明し、
計画策定を応援する研修を予定しておりますので、ぜひこの研修に市町村の職員の方々に御
参加をいただきまして、計画を策定されますようお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○松村市町村課総括課長 それでは、今3点御説明申し上げましたけれども、この際確認をしておきたい事項ですとか、質問したい事項等ありましたらお願いいたします。

それではまた何かありましたら、担当部局の方にお問い合わせいただければと思います。

5 閉 会

○松村市町村課総括課長 予定の時間が近づいて参りました。

以上で会議の方は閉会させていただきたいと思っておりますけれども、本日は初めての Web 会議ということで、各市町村の方には御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

私どもの方でなかなかうまくいかない部分もあったかと思っておりますけれども、御容赦願います。

今後とも、県と市町村、それから市町村同士でも情報共有を進めて参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度県市町村連携推進会議を閉会したいと思います。皆さま、大変ありがとうございました。